

## 補助金調書

補助金名	食生活改善推進事業補助金			担当課 (連絡先)	保健医療局健康医療部健康増進課 (TEL711-4374)
交付先	団体	福岡市食生活改善推進員協議会		区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件	当該補助目的を達成し得る団体が限定されているため。				
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助目的を達成し得る団体が限定されているため。				
補助開始年度	昭和52	年度	経過年数	47	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	福岡市食生活改善推進員協議会は、「私たちの健康は私たちの手で」とのスローガンのもと、栄養及び食生活の改善等を推進することにより、市民の健康増進、体力増強に寄与する活動(研修、調査研究及び食生活改善の普及活動)を行っており、当該補助金はこれらの事業の推進に必要な経費を助成している。				
補助金の終期	5	年度	延長回数	2	回
終期を延長する理由	本事業は、健康増進法及び国の基本方針、本市健康増進計画等に基づき実施するものであり、市民の健康寿命の延伸には、引き続き事業の推進が必要である。また、本事業の地区組織活動は、食生活改善推進員を中心に構成される地区組織を実施主体とし、推進を図るよう国から通達がなされており、今後も事業の推進に必要な経費を補助することで、事業の効果が十分に期待されるものと判断したため。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 事務費(事務消耗品費、事務備品費、通信運搬費)、研修費(講師謝礼金、会場借り上げ料、研修会参加旅費・負担金、調理講習会試作費)、会議費(会議のための旅費交通費)、実践活動費(各区活動費、普及啓発のための資料購入費)、負担金(全国会費)、その他(その他補助対象経費として市長が認める経費)			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	784 千円	784 千円	784 千円	784 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	○健康づくり啓発事業 ○食育推進事業 ○「市町村健康増進計画」の推進 ○調査研究事業 ○7区協議会各種実践活動 など				
補助金交付 による効果	福岡市食生活改善推進員は、「朝食の大切さ」「バランスの取れた食事の重要性」の普及啓発、「減塩でも美味しい料理」の作り方教室等を地域住民に対し地道に実践するなど、市民の食生活改善、健康増進に大きく貢献している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として( )書きで記載しております。